筑西広域市町村圏事務組合職員の職名に関する規程

平成 17 年３月 28 日
訓令第３号

改正　平成19年３月29日訓令第１号　平成20年４月１日訓令第３号
平成23年３月25日訓令第４号　平成24年３月27日訓令第１号
平成30年３月14日訓令第１号　令和２年３月31日訓令第３号
令和６年３月26日訓令第３号

筑西広域市町村圏事務組合職員の職名に関する規程（昭和 56 年訓令第５号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規程は、筑西広域市町村圏事務組合職員定数条例（昭和 46 年条例第７号）に規定する職員のうち、消防職員を除く職員の職の名称（以下「職名」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の職名）

第２条　職員の職名は、次のとおりとする。

事務局長、副局長、課長、調整監、副課長、課長補佐、係長、主幹、主任、主事、主事補、技師、技師補、事務補助員、技術補助員、技労員、用務員

（役職名）

第３条　前条に定める職名のうち、事務局長、副局長、課長、課長補佐及び係長にあっては、別表に掲げる区分により、それぞれ同表右欄に定める役職名を付与する。

２　前項の場合において、当該役職名には、筑西広域市町村圏事務組合行政組織規則（昭和 56 年規則第３号。以下この条において「行政組織規則」という。）に定める施設等の名称を冠するものとする。

（法令に基づく職名の併用）

第４条　職名に関し、法令その他特別の定めがあるもので、特に必要があると認められるものについては、第２条に規定する職名のほか、別の職名を用い、又は併せ用いることができる。

（補則）

第５条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

この訓令は、平成 17 年４月１日から施行する。

附　則（平成 19 年３月 29 日訓令第１号）抄

（施行期日）

１　この訓令は、平成 19 年４月１日から施行する。ただし、第３条の規定は公布の日から施行する。

附　則（平成 20 年４月１日訓令第３号）

この訓令は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則（平成 23 年３月 25 日訓令第４号）

この訓令は、平成 23 年４月１日から施行する。

附　則（平成 24 年３月 27 日訓令第１号）

この訓令は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則（平成 30 年３月 14 日訓令第１号）

この訓令は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月31日訓令第３号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月26日訓令第３号）

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

区分	役職名
事務局長	事務局長
副局長	副局長
課長	課長、調整監、所長、室長、館長、場長、副課長
課長補佐	課長補佐、副所長、室長、副館長、副場長、主査
係長	係長、副主査